時事評論

「生活援助」軽視に

増田社会保障研究所代表

増田 雅暢

介護保険法の一部改正

ある。 正であって、 導入について議論となったもの 用者の負担増大となる3割負担 第2号被保険者の保険料におけ 保険者機能の強化、介護医療院 る総報酬割の導入が主な内容で 回目となる。今回の改正内容は、 正としては、 が、本年5月下旬、 1年改正と比べると小規模な改 の創設、利用者負担3割の導入、 した。主要な介護保険制度の改 介護保険法の 2005年改正や201 国会審議では、 制度実施以来、 国会で成立 部改正法 利 5 案

うな法案とはならなかった。 その理由の一つに、昨年の制度改正論議で焦点となっていた、「軽度者(要介護1・2)に対する訪問介護における生活援対する訪問介護における生活援対する訪問介護における生活援力をの発付の総合事業への移動等の給付の総合事業への移動等の給付の総合事業への移動等の給付の総合事業への移動をあるだろう。

一年の社会保障審議会介護保険部 月の社会保障審議会介護保険部 大で2017年度から実施され で2017年度から実施され で2017年度から実施され で2017年度から実施され で2017年度から実施され で2017年度から実施され を事業への移行の状況等の把 という結論になった。また、生 という結論になった。また、生

与野党が激しく対立するよ

な制度改正こそ、

制度の持続

る被保険者の利益を損なうよう

であろう。

介護保険を支えてい

サービスの利用縮小につながる

意見となった。時に検討することが適当ということについては、介護報酬改定

ので、 理解不足によるものである。 照)、まして、要介護1・2の 在宅生活を支えてきた生活援助 合事業への移行は、 生活援助の役割や内容に対する 援助軽視論」であるが、これは 移行論の背景にあるのは 反対したい。 の移行に対しては異議あり、 者に対する生活援助の総合事業 直しに対する五つの疑問」 問介護の総合事業への移行につ る要支援者に対する介護予防訪 筆者は、 となることであろう。 ということで見送りとなったも いて懸念を表明したことがあり 論議においても見直しのテーマ たわけではないので、 (本誌2747号 「予防給付見 総合事業への移行は時期尚早 移行そのものが否定され 2014年改正におけ 後述するとおり、 要介護者の 次の改正 しかし、 「生活 ٢ 参

> ある。 を、関係者は肝に銘じる必要が をでいる。

生活援助とは何か

が示された。 の補修」、「 ドメイク」、「衣類の整理・ 準備等」、「掃除」、「洗濯」、「ベッ 洗濯、 体的な内容として、「サービス をいう」と定義された。その具 とが困難な場合に行われるもの 為を含む)であり、 助(そのために必要な一連の行 以外の訪問介護であって、掃除 と、生活援助とは、「身体介護 称であった。 生活援助は、 いう) に示されている。 長通知(以下「老計第10号」と 計第10号厚生省老人福祉計 発出された平成12年3月17日老 内容は、介護保険の実施直前 訪問介護における生活 本人や家族が家事を行うこ 家族が障害・疾病などのた 「買い物 調理などの日常生活の援 一般的な調理、 老計第10号による 家事援助という名 薬の受け取り 利用者が単 当時 画課 助

具体的 助」、「服薬介助」、 援のための見守り的援助」が示 体に直接接触して行う介助サー 老計第10号では、 介助」、「清拭・入浴、 ビス」等の定義がなされ、 体位変換、 介助」、 ・記録等」、 な内容として、 「起床及び就寝介 移動・移乗介助、 「自立生活支 「排泄・食事 利用者の身 身体整容」、 「サービ その

2000年4月制定の最初のされた。

高め、 る補助基準額として、 中心は2860円、 制度時代の訪問介護事業に対す 設定された。 分以上1時間未満の場合)と、 ちの生活援助) 中心の場合は 場合は402単位、家事援助(の 介護保険では身体介護の評価を 介護保険制度実施前の老人福祉 な感があるが、もとをたどると、 53単位(いずれも所要時間 介護報酬では、 生活援助の評価が低すぎるよう (1997年7月)。したがって、 家事援助 1 $\bar{0}$ 0円となってい 身体介護に比べて 身体介護中心 (生活援助)の評 家事援助中 身体介護 た 30 1 0

価は下げたことになる。

方、

身体介護については、

生活援助を巡る誤解と今後

P 助は るが、 論 するという提案は、こうした議 12 行することや、 者への訪問介護を総合事業に移 2014年改正における要支援 べき等の意見が出されてきた。 険の給付の対象外とすること 用されている」等の批判を受け う認識がある。ここから、 審議会では、 やすい。介護保険制度実施後の 政婦さん代わりに訪問介護が利 護に比べて低い評価となってい の延長線上にある。 の生活援助を総合事業に移行 おける軽度者(要介護1・2) このように生活援助は 保険給付割合を引き下げる 本人の家事の代行」とい その理由として、 生活援助を介護保 今回の改正論議 生活援 身体介

自立支援や在宅生活の継続のためのと、単なる家事代行とはらみると、単なる家事代行とはらみるという。介護保険の保険のはいる訪問介護員サイドかは、実際に生活援助を提

等を行うのではなく、 ためには、 心身の変化に応じて柔軟に対応 を行う必要がある。 しなければならない。 ス提供責任者への連絡・ し、変化が見られれば、 の生活や体調等の状態を観察 の援助行為と並行して、 めに行われるものであり、 掃除や調 漫然と掃除 理、 利用者の 相談等 サービ 利用者 その

とみるのは、 0 誤った解釈である。 あるので、 認定され、 が設定されて実施されるもので 位置付けられて実施されるも スメントや介護サービス計画に であることが前提である。 や家族が家事を行うことが困難 おり、生活援助の提供は、 そもそも老計第10号に 介護支援専門員によるアセ 換言すれば、その必要性が サー 単なる「家事代行 生活援助の行為の ビス内容や目標 あると さら 本人

あっても、生活援助ではなく身当するので、調理という行為でうと、身体介護の「自立生活支うと、身体介護の「自立生活支っと、身体介護の「自立生活支

体介護に区分される。つまり、利用者の状態に応じた提供方法により、訪問介護員の掃除や調により、訪問介護員の掃除や調のがまでいる。

ない。 適当と言わざるを得ない。 とから、 ために生活援助は重要であるこ 軽度者にとって在宅生活継 引いてしまうと、 指定事業者が総合事業から手を 的には総合事業に移行したもの が多い。 困難となる。 する訪問介護サービスの提供は ほとんどである。 てサービスを提供している例が が地域支援事業上の事業者とし の、実際には従来の指定事業者 は、サー という名分があるが、サービス 介護は、 しく、事業継続性の面でも課題 地域のボランティアに移ること 提供者がプロの訪問介護員から 多様な主体によるサービス提供 ることは、 生活援助を総合事業へ ボランティアの確保が難 総合事業への移行は不 2017年度から表面 要支援者に対する訪 ビスの質の低下は否め 地域の実情に合った 要支援者以上に、 仮に、 要支援者に対 従来の 移行 問